

プロポーザル募集に関する公告

県単道路管理支援業務委託を事業者に委託するにあたり、優れた技術者を募集し事業者を決定するために、次のとおりプロポーザルを実施する。

本委託業務に関する予算は、現在平成23年度岐阜県一般会計予算要求段階であり、平成23年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご了承願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

平成23年 2月15日

岐阜県高山土木事務所長 三輪 修

1 業務概要

- (1) 業務名 県単道路管理支援業務委託
- (2) 業務内容 別添「岐阜県道路管理支援業務委託特記仕様書」に掲げる内容とする。
- (3) 仕様等 「岐阜県高山土木事務所 県単道路管理支援業務 説明書」（以下、「説明書」という。）による。
- (4) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日
- (5) 契約予定対象者

本業務の契約予定対象者は、岐阜県県土整備部公募型プロポーザル方式により選定し、書面審査で1者を特定する。

2 参加資格

- (1) 事業者に対する要件

下記条件をすべて満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿において「建設工事以外（委託業務・16その他：道路パトロール業務）」、「建設工事（一般土木・舗装）」及び「測量・建設コンサルタント等業務（道路）」のいずれかに登録されていること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。) でないこと。

- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置」に基づく入札参加資格停止措置及び、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」に基づく資格停止措置を、参加表明書等の提出期限から当該業務の契約締結日までに、受けていないこと。
- ⑥ 県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、参加表明書等の提出期限から当該業務の契約締結日までに、受けていないこと。
- ⑧ 道路パトロールに使用する道路維持作業車（道路交通法施行令第14条の2に定められたもの）を、業務開始日までに用意できること。

(2) 予定技術者に対する要件

下記条件を満たす責任者・作業員・運転手を当該業務に配置できること。

① 責任者

道路管理支援士、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）、一級土木施工管理技士、RCCM、社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）のうち、いずれかの資格を有する者。

② 作業員

道路の維持管理に関する知識を有する者（実務経験など判断できる資料を添付すること。）

③ 運転手

普通自動車運転免許（道路交通法の改正（H19.6.2施行）により、中型自動車免許と見なされるものを含む）取得後、3年以上経過した者。

年齢が満65歳以下（H24.4.1現在）かつ直近1年間で無事故無違反である者。

3 特定方法

- (1) 別に設置する高山土木委託業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厳正な審査を行う。
- (2) 提出書類により審査を実施し、最優秀者を特定する。
- (3) 技術提案書を特定するための評価項目は以下とする。
 - ① 事業者の能力（書類審査）

- ② 予定技術者の能力 (書類審査)
- ③ 特定テーマに対する技術提案 (書類審査)
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方式により合計得点を算出する。
- (5) 評価委員会による審査の結果(特定・非特定)については、プロポーザル参加者に別途通知する。
- (6) 審査の結果、非特定となった者は、その通知が到達した日から起算して7日以内に、書面により非特定となった理由についての説明を求めることができる。また説明に対する回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

4 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加表明書等の提出は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が参加表明書を提出したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 参加者が当該プロポーザルに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (5) 参加者の提案が他者のものであるとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

5 非特定に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者を特定しない。

- (1) 参加表明書に示される業務実施体制について
 - ・ 再委託の内容が主たる業務に該当する。
 - ・ 業務の分担構成他、不明確又は不自然である。
- (2) 技術提案書について
 - ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・ 業務目的に反する内容となっている。
 - ・ 事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・ 実施方針と特定テーマの技術提案との間に整合性が図られていない。

6 契約

- (1) 契約相手方
評価委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積もり徴取の相手方とする。
- (2) 契約金額

特定者から徴取した見積を参考に仕様書を作成し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 支払い

契約の相手方は、本業務の遂行上、必要がある場合は概算払いを請求することができる。

(4) 契約保証金

岐阜県会計規則第114条に該当するときは免除する。

7 その他留意事項

(1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。

(2) 提案書等及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案書の著作権は提案者に帰属する。

(4) 提案書は他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

(7) 契約予定者として特定された者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約の暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、契約予定者決定の日から本契約締結の日までの期間に受けたときは、当該契約予定者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(8) その他詳細は、説明書による。

8 プロポーザルに関する問合せ先（書類提出先）

〒506-8688

住所 岐阜県高山市上岡本町7-468

高山土木事務所 総務課管理調整担当

電話 0577-33-1111 内線362

FAX 0577-33-1086

Eメール c26010@pref.gifu.lg.jp

岐阜県県土整備部道路維持課ホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/michi-kawa-sabo/doroi/ji/>